平成２３年（フ）第２４１号
広島県福山市幕山台１丁目25番14号　アップル一番館203号
債務者　海原　康哲
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２３３号
福岡県うきは市吉井町鷹取1218番地２、前住所静岡県藤枝市時ケ谷383番地の23　プレシールＴⅢ102号
債務者　内山　一広
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２４１号
福岡県久留米市三潴町玉満4307番地　メルベイユプレイス壱番館103号
債務者　古賀寿嘉子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２１２号
福岡県宮若市磯光1596番地、申立時の住所佐賀県佐賀市多布施２丁目16番５号
債務者　楠本ミキ子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
大分市敷戸新町５番５―404号
債務者　伊東　恭輔
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３６１号
大分県臼杵市大字江無田355番地の７
債務者　新納　　祐
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３４３号
宮崎市大字芳士1077番地１　県営住宅201棟12号
債務者　谷水百合子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３号
北海道磯谷郡蘭越町字淀川23番地６
債務者　望月　　守
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第５７１号
千葉県野田市野田815番地　豊進ビル401
債務者　小倉　文雄
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６１９号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目24番29号　２Ｆ
債務者　金城マイテこと　ＶＡＬＶＥＲＤＥ　ＫＡＮＡＳＨＩＲＯ　ＭＡＹＴＥ　ＪＵＬＩＡ
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６２０号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目24番29号　２Ｆ
債務者　金城クラウディア
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６２６号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地18棟301号
債務者　弓座　一馬
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６３６号
千葉県松戸市松飛台19番地の１　サンキ第一ハイツ101号
債務者　佐久間敏子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６４１号
千葉県松戸市東平賀234番地の37　エスポワール北小金102号
債務者　境　　俊彰
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５２２号
兵庫県西宮市大屋町１番10―307号
債務者　吉留真知こと　吉留　聖智
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１０号
兵庫県尼崎市久々知３丁目21―27　レオパレス弥千代201、住民票上の住所滋賀県大津市皇子が丘１丁目15番21号
債務者　原田　実永
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１２号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目24番地の３　宝マンション306号
債務者　大田　三郎
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係